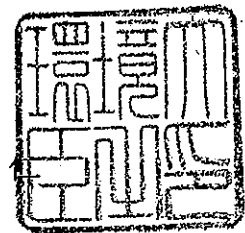


諮 問 第 271 号
環水大水発第 091130001 号
環水大土発第 091130001 号
平成 21 年 11 月 30 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環 境 大 臣
小 沢 鋭



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の
規制に係る項目追加等について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出水の排出、地下浸透水
の浸透等の規制に係る項目追加等について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁防止法に基づく排出規制及び地下浸透規制については、現在、27 項
目が有害物質として設定されているところである。

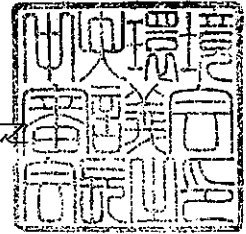
今回、1,4-ジオキサン等について、人の健康の保護に関する知見の集積、公共
用水域及び地下水での検出状況の推移等を考慮し、貴審議会の答申を踏まえ、
これらの項目を公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関す
る環境基準の項目として追加等を行ったところである。

本諮問は、このような状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を
防止するため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の
規制に係る項目追加等について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第527号
平成21年11月30日

中央環境審議会水環境部会
部会長 松尾 友矩 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規則に係る
項目追加等について（付議）

。平成21年11月30日付け環水大水発第091130001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。